主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人天野憲治の上告趣意第一、二点について。

所論は、原判決が事実誤認を理由とする検事上訴を容れて第一審の無罪判決を破 棄し被告人に対し有罪の言渡をしたのは憲法三九条、三七条一項に違反すると主張 する。しかしながら、下級審における無罪又は有罪判決に対し、検察官が上訴をな し有罪又はより重き刑の判決を求めることは、被告人を二重の危険に曝すものでも なく、従つてまた憲法三九条に違反して重ねて刑事上の責任を問うものではないか ら、控訴裁判所が検察官の控訴を容れ、第一審で無罪となつた事実を有罪としても 憲法三九条に違反するものでないことは所論引用の当裁判所の判例(昭和二四年新 (れ) 二二号同二五年九月二七日大法廷判決、判例集四巻九号一八〇五頁以下、昭 和二四年(れ)五九号同二五年――月八日大法廷判決、判例集四巻――号二二―五 頁以下参照)とするところであり、右判例を変更すべき理由はない。また、憲法は 審級制度をいかにすべきかについては、同八一条を除くほかなんら規定するところ がないから同条以外の点についての審級制度は立法をもつて適宜に定めることがで きると解すべきこと、憲法三七条一項にいう「公平な裁判所の裁判」というのは偏 頗や不公平のおそれのない組織と構成をもつ裁判所による裁判を意味するものであ ることはともに当裁判所の判例(前者につき、昭和二二年(れ)四三号同二三年三 月一〇日大法廷判決、判例集二巻三号一七五頁以下参照、後者につき、昭和二二年 (れ)四八号同二三年五月二六日大法廷判決、判例集二巻五号五一一頁以下、昭和 二二年(れ)一七一号同二三年五月五日大法廷判決、判例集二巻五号四四七頁参照。) であり、なお、裁判が迅速を欠いたということは原判決を破棄する理由となすに足

りないことも当裁判所の判例である。(昭和二三年(れ)一〇七一号同年一二月二二日大法廷判決、判例集二巻一四号一八五三頁以下参照。)されば、一審の無罪判決に対し、事実誤認を理由とする検察官の控訴を認めたこと、および、右控訴を容れ控訴裁判所が被告人に有罪を云渡すことが所論のように違憲ということはできない。従つて、原判決には所論の違憲はなく論旨はすべて理由がない。

同第三点について。

所論は憲法三一条違反をいうが、その実質は単なる訴訟法違反の主張に過ぎず適 法な上告理由にあたらない。のみならず記録によれば、原審は被告人に対し昭和三 一年九月二〇日原審第二回公判期日に出頭を命じ(二五〇丁)、該公判廷において 被告人を、公訴犯罪事実その他について詳細にわたつて質問している(二五三丅以 下)のであるから、その余の証拠については法廷において直接これが取調をなして いないことは所論のとおりであるが、原判決が、被告人の犯罪事実の存在を確定せ ず無罪を言渡した一審福島地方裁判所の判決を破棄し、被告人に有罪の判決を言渡 しても刑訴四〇〇条但書の規定に違反しないことは当裁判所の判例(昭和二六年(あ)二四三六号同三一年七月一八日大法廷判決、判例集一〇巻七号一一四七頁以下) の趣旨に徴し明らかである。(本件の第一審判決説示のごとく、詐欺の意思を除く 以外の事実は、すべて、認められると認定しているような場合には、被告人を公判 廷で公訴事実その他につき質問し、原控訴判決が証拠とした被告人の検察官に対す る供述調書の措信すべきや否や等につき取調をなせば、その余の証拠につき直接取 調をしなくとも、原控訴審における事実の取調として充分であると見るのが相当で ある。そして、原控訴審では本件につき前述のごとく被告人の質問をした上原控訴 判決は、当審における事実取調の結果、すなわち、被告人の当審公判廷における供 述によると、「被告人は本件各犯行の当時土工をして月収平均七、〇〇〇円乃至九、 ○○○円であつたが、その内三分の一は母に出し、残りで身廻り品等を購入し、所

謂飲代は三、〇〇〇円位で、平均して一〇口に一度位飲食していたことが認められると」判示し、さらに、「本件の各場合におけるが如く一回に二、〇〇〇円余りから四、〇〇〇円程度の飲食をすれば、他に特別の収入又はその見込のない限り直ちにその支払に窮することは明らかである。而して被告人に当時右代金支払に充てる収入があつたことはこれを認める資料が存しない。然らば、被告人の右代金支払の意思があつたという弁解は疑わしいものといわなければならない」と説示している。されば、原審には事実の取調をしない違法は認められない。)それ故論旨は理由がない。

被告人の上告趣意は単なる事実誤認の主張であつて適法なる上告理由にあたらない。

よつて、刑訴四〇八条、一八一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和三三年五月一日

最高裁判所第一小法廷

毅		野		真	裁判長裁判官	
輔	悠	藤		斎	裁判官	
郎	俊	江	,	入	裁判官	
夫	潤	飯坂		下	裁判官	